

保育所の入所申込みにかかる
個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認書類添付のお願い

平成28年1月からマイナンバー制度の実施により、保育所等入所申し込み時に個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認書類の提示が義務付けられました。また、個人番号の記載等は保育所等の入所申し込みの根拠となる、「子ども子育て支援法施行規則」においても義務付けられています。

つきましては、保護者及び入園申込み児童のマイナンバーの記入が必要となりますので、ご協力をお願いします。

また、法令の規定により他人のなりすましを防止するため、下記の本人確認書類が必要となりますので、写しの添付を併せてご協力をお願いします。

○本人確認のために必要な書類の例（①～③のいずれかを添付）

添付が必要な人	添付書類（写し）
申込み保護者 （父または母のみ）	①マイナンバーカード（写真付き）の表裏
	②マイナンバー通知カード※+身分証明書（運転免許証など）
	③マイナンバー記載の住民票+身分証明書（運転免許証など）

※マイナンバー通知カードは、カード記載の住所と氏名が住民票の記載事項と一致している場合のみ添付書類として使用できます。

○マイナンバー制度にかかるQ&A

Q1. どうして保育園の入所申し込みマイナンバーが必要なのですか？

A. 平成28年1月から行政の効率化、利便性向上のためにマイナンバー制度が実施されました。保育所等の入所申し込みについても、利便性向上などを目的としてマイナンバー制度の対象となり、申込書へのマイナンバー記入が義務付けられました。

Q2. マイナンバーは何に使われるのですか？

A. 保育料の算定・徴収及び支給認定の事務で利用します。現時点では、申込者の皆様に直接的に便利になった点はありませんが、転入出時に必要であった市区町村民税課税証明書の提出が不要となります。

Q3. 申し込み時に結局何をすればいいのですか？

- A. ①個人番号（マイナンバー）申告書に入園申込み児童及び保護者（父・母）のマイナンバーを記入
②個人番号（マイナンバー）申告書に保護者（申請者）の個人番号（マイナンバー）確認書類及び身元確認書類の添付 が必要となります。